

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年10月28日

大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
参 考	-----	3

総 務 課

## 大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

### 1 改正概要

令和4年8月8日の人事院勧告を踏まえ、大磯町職員等の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、規定の改正を行います。

### 2 改正内容

#### (1) 月例給（毎月支払われる給料）及び期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ

##### ア 月例給の引上げ（平均改定率 0.3%増）

- ・ 国家公務員の俸給表における改定を準用して改定します。
- ・ 給料表（1）について、大卒程度の初任給を 3,000 円、高卒者の初任給を 6,300 円引き上げるとともに、30 歳台半ばまでの職員についても改定を行います。
- ・ 給料表（2）及び幼稚園職員の給料表についても給料表（1）との均衡を基本に改定を行います。
- ・ 特定任期付職員の給料月額については、1,000 円引き上げる改定を行います。

##### イ 期末・勤勉手当の引上げ（引上げ分：勤勉手当に配分）

- ・ 一般職の職員：支給月数を 0.1 月分引上げ、  
4.40 月（現行 4.30 月）に改定します。
- ・ 再任用職員：支給月数を 0.05 月分引上げ、  
2.30 月（現行 2.25 月）に改定します。
- ・ 特定任期付職員：支給月数を 0.05 月分引上げ、  
3.30 月（現行 3.25 月）に改定します。

#### ◆一般職の職員の支給月数

		6月	12月	計	合計
4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)	2.40月 (改定なし)	4.40月 (現行 4.30月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行 0.95月)	2.00月 (現行 1.90月)	
5年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.40月
以降	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月	

(再任用職員の支給月数)

		6月	12月	計	合計
4年度	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.675月 (改定なし)	1.35月 (改定なし)	2.30月 (現行2.25月)
	勤勉手当	0.450月 (支給済み)	0.50月 (現行0.450月)	0.95月 (現行0.90月)	
5年度 以降	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.30月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月	

(特定任期付職員の支給月数)

		6月	12月	計
4年度	期末手当	1.625月 (改定なし)	1.675月 (現行1.625月)	3.30月 (現行3.25月)
5年度 以降	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月

(2) 改正を行う条例

- 大磯町職員の給与に関する条例
- 大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例
- 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ※対象者なし

(3) 施行日

条例の公布日（期末手当の支給基準日である12月1日の前日までに改正条例を公布）

※月例給：令和4年4月1日から適用

※期末勤勉手当：令和4年度分は令和4年12月支給分から適用

令和5年度以降分は令和5年4月1日から適用



## 給 与 勧 告 の 骨 子 （ 抜 粋 ）

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分<sup>(注)</sup>103円〕<sup>(注)</sup>俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

## 2 給与改定の内容と考え方

### 〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日